

平成29年第4回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 2番 | 古 田 聖 人 |
| 副 議 長 | 4番 | 川 島 功 士 |
| 議 員 | 1番 | 竹 中 光 重 |
| 〃 | 3番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 〃 | 6番 | 伏 屋 隆 男 |
| 〃 | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 〃 | 8番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 広 江 正 明 |
| 副 町 長 | 川 部 時 文 |
| 監 査 委 員 | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長 | 岩 越 誠 |
| 企画環境経済部長 | 村 井 隆 文 |
| 住民福祉部長 | 服 部 敦 美 |

| | |
|-----------------|------|
| 建設水道部長 | 田中幸治 |
| 教育文化部長 | 足立篤隆 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 那波哲也 |
| 総務課長 | 平岩敬康 |
| 企画課長 | 山内明 |
| 水道課長 | 田島茂樹 |
| 歴史未来館長 | 奥村智彦 |
| 郡教委管理監 兼総務課長 | 松原和成 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 堀仁志 |
| 書記 | 中野妙子 |
| 主任 | 見須郁美 |
| 主事 | 中根朋美 |

1. 議事日程（第4号）

平成29年12月18日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第69号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第70号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第71号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第72号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 第73号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 第74号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 第75号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 第76号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 第65号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 第66号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 第67号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 第68号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第69号議案から日程第12 第68号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第1、第69号議案から日程第12、第68号議案までの12議案を一括して議題といたします。

第69号議案から第76号議案までの提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加提案させていただく案件は、条例の一部改正が3件、補正予算が5件、計8件であります。

いずれも、平成29年度人事院勧告に基づく改正及びその改正により不足する予算を補正させていただくものであります。

まず、1ページの第69号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この後の第71号議案で出てまいります、平成29年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定を提案させていただきますが、その内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、条例第5条第2項の期末手当の支給割合の改正を行うもので、改正条例の第1条関係で、平成29年12月1日適用分として、12月の期末手当の支給割合を2.225月から2.325月、年間支給月数では4.3から4.4の0.1月分増額するものであります。

なお、既に12月分は支給されておりますので、その差額はこの12月28日に支出予定であります。

改正条例の第2条関係では、平成30年4月1日適用ということで、12月の期末手当を先ほど0.1月分増した分を、6月と12月に0.05月ずつ振り分ける改正を行うものであります。

施行期日は公布の日で、第2条の規定は、平成30年4月1日適用であります。

続きまして、3ページの第70号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら、平成29年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容は、前議案と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページからの第71号議案、議案資料では5ページからとなっております。笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成29年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

第1条関係は、平成29年4月1日遡及適用分として給料表を増額改定させていただくもので、資料の13ページの上段の表にありますように、行政職給料表では0.19%、医療職給料表では0.2%、実際には0.26と0.25ですが、改定させていただくものであります。そして、勤勉手当の12月の支給割合を一般職員と特定管理職員を0.1月分増額するもので、再任用職員は0.05月であります。

期末勤勉を合わせた年間支給は、先ほどの議員さん等々と同じで、4.3から4.4月となります。再任用は、2.25から2.3月となります。

それから、資料14ページの上段であります。改正条例の第2条と附則関係であります。こちらは平成30年4月1日適用分として、勤勉手当の6月と12月の支給割合を、第1条で0.1月分増額したものを均等にする改正を行います。

それから資料の14ページ、ちょっと順番が(3)のほうから申し上げますが、こちらは平成27年1月1日に、実はこのときに給料表を減額改定しているわけなんです。このときに抑制された昇給の回復を行うものです。2つの要件がありまして、まず1つは平成27年1月1日昇給で、昇給号給数を1号抑制され、平成30年4月1日において37歳に満たない職員、これは44人おります。そして、平成27年度以降の入庁者で初任給規則平成26年改正附則第4項第5号により1号級減給調整された平成30年4月1日において37歳に満たない職員、6人おりますが、このいずれかの要件を満たす職員、合計で50人おりますが、こちらを対象に平成30年4月1日に1号給上位の号給とするという改正を行います。

それから、その上の(2)の経過措置の廃止ということで、文章の後段のほうですが、給与条例附則第11項の規定、内容としましては、55歳を超える特定職員、具体的には55歳以上の部課長であります。これに対する給料等の1.5%減額支給措置が平成30年3月31日をもって廃止されることに伴う所要の規定整備を行うものであります。

なお、(2)の前段の文章のほうは今回の改正条文にはありませんが、平成26年の改正による経過措置がなくなるということを確認の意味で書いてあります。現給保障がなくなるということが書いてございます。

施行期日は公布の日で、改正条例の第2条並びに附則第4項及び第8項の規定は、平成30年4月1日となります。

以上が条例の一部改正であります。

17ページからの第72号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。966万9,000円の増額補正を提案させていただきます。

今回の追加補正は、平成29年の人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

給与改定の内容については、条例改正の議案において御説明いたしましたように、議会議員及び常勤の特別職に係る12月期末手当の支給率を引き上げることに伴い増額するほか、一般職においては給与改定に伴う増額、職員手当の支給状況の異動及び時間外勤務の見込み増に伴い、所要の補正を行うものであります。

一般会計に係る人件費としては854万円の増額、特別会計をも含めた全体では979万7,000円の増額となっております。

今回は人件費絡みですが、特別会計へこの人件費に絡んで繰り出しを行っておりますので、その関係ですが、22ページと24ページに国民健康保険特別会計と、それから介護保険特別会計、そして24ページのほうの下水道事業特別会計の人件費の増額補正に伴い、一般会計からの繰出金を合計で112万9,000円増額補正させていただいております。

歳出は以上でございます。歳入につきましては20ページの17款繰入金であります。今回の増額補正により不足する財源に財政調整基金を充てるため、基金繰入金を966万9,000円増額させていただいております。

以上が、一般会計の補正予算であります。

続きまして、26ページの第73号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。33万5,000円の増額補正をさせていただきます。

こちらも、給与改定等に伴い人件費を33万5,000円増額させていただくもので、財源として一般会計繰入金を33万5,000円増額させていただいております。

続きまして、29ページの第74号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。22万円の増額補正をさせていただいております。

こちらも、給与改定等に伴い人件費を22万円、そしてその財源として一般会計繰入金を22万円増額させていただいております。

そして、32ページの第75号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正額は、57万4,000円であります。

こちらも、給与改定等に伴い人件費を57万4,000円増額させていただいております。財源として、一般会計繰入金を57万4,000円増額補正させていただいております。

そして、最後の35ページですが、第76号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。こちらは、12万8,000円の増額をさせていただきます。

まず、36ページの収益的支出であります。給与改定等に伴い、人件費を12万8,000円増額

させていただきます。こちらは利益の範囲内であることから、歳出のみの補正であります。

なお、キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表についても、当年度純利益を499万円から486万2,000円、12万8,000円の減額をさせていただき内容となっております。

以上、追加提案させていただきました案件8件、よろしくお願いいたします。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。ただいま提案の第69号議案から第76号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案から第76号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

第65号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 40ページの衛生費、保健衛生費の中の地域医療対策費で3,000万円なんですけど、これは松波病院へ支給するものであるわけなんですけれども、国の交付税算入で8,300万円ほどが3年間ぐらい来ていたんですかね、それから国のほうが今年度は打ち切りになりましたけれども、昨年度は60%ぐらいしかなかったようです。

これ、国のほうがもうこれで終わったみたいな感じなんですけれども、それで救急に対する医療体制の整備が図られたんじゃないかという思いでカットしてきたんじゃないかと思うんですけど、これは今年度補正予算がされているんですけど、来年度以降、これはいつまで続けていかれる予定なのか、町長のお考え方をちょっとお聞きしたいんですけど。

それから、その2つ下、商工費の商工業振興費の中の産業振興等助成金で113万4,000円、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、この事業内容、どういうものにこれは助成されるのか、ちょっと説明をお願いします。

それから、その次のページで41ページ、教育費の中の社会教育費で、歴史未来館の工事請負費で63万3,000円、これは監視カメラと書いてあるんですけど、これは監視カメラを増設するという事なんですけれども、どういうことで増設をされるのか、また今現在、監視カメラというのはあそこの中に何台ぐらい設置されているのかをちょっとお聞きしたいんですけど。以上です。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、救急告示病院の財源補償の問題ではありますが、これは国から

提唱されて特別交付税でずっと対応されてきて、3年間は全額、国の特交の中での負担でありましたが、昨年度国の制度の中で8割の負担になってきたわけなんです。ところが、その中で8割であっても財政力補正を計算しながらやってきているものですから、結局8割が6割5分か7割の補正になってきているわけなんです。

かといって、これは3年間、4年間こういうふうが続けた中で、病院側ともいろいろお話をさせていただいた中で、やはり公のセンター病院として、今の南部の救急告示病院としての体制づくり、いわゆるお医者さんの人件費等がやはり大きく作用されているようでありますから、この体制づくりをきちっとしていただいて医療の確保をしていただくという意味で大変重要なシステムでありますから、このことをそういう救急告示病院としての体制づくりがなされていない周辺の市町村と打ち合わせをさせていただいたところ、笠松町にある救急告示病院を、羽島市と岐南町の両行政とともにもう少し支援をしていこうと、やはり羽島市にしてみても、羽島市民病院からやはり多くのそういう連携をとって送ってみえる体制もあるようでありますから、このことにはやはり御理解をいただいたわけであります。

あとこの松波病院さんの救急告示病院としての対応は、岐阜市も、あるいは各務原市も一宮市も対応しておられるわけでありますが、実際、自分の市の病院に対する救急告示病院の支援について、なかなか地元での体制がとれていない中で、私どもの松波病院に対する救急告示病院の体制に加わるにはまだちょっと地元の理解が必要な部分もあるので、重要性はよくわかっておるが、その裁量に対しては猶予をいただきたいというお話もございました。

そういう中で、やはり全体の救急告示の利用率が8割ぐらいある笠松、岐南、そしてまた羽島の中では、これは体制をきちっとしていこうということで、中には特交の措置があるこの救急告示病院の体制をお願いしたいという病院側の要望もありましたので、そのことをきちっとやはり財政状況も見きわめながら、我々も支援体制はとる中でやっていこうということで、来年度もこれはそういう流れを今打ち合わせをさせていただいているわけであります。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは第6款 商工費、第1項 商工費の第2目 商工業振興費の産業振興助成金の内容についてお答えをさせていただきます。

この助成金につきましては、当初、予算を計上する段階では24件で900万円ほどの事業費を見込んでおりまして、それ以降の申請分としてプラスアルファということで1,000万円ほどの予算を計上させていただいておったところでございます。

それ以降、実際には見込みを上回る申請がございまして、結果といたしまして113万4,000円ほどの不足が生じることになったということで、今回その所要額を増額補正させていただいたという内容でございます。

〔「どういふものに助成するんや」の声あり〕

大枠は1,000万円以上の投資のあった不動産ですとか、償却資産等に対して助成をさせていただいておるもので、内容といたしましては、製造業、あと卸小売業、それ以外には不動産賃貸業がほぼ大きなウエートを占めているというような状況になっております。

○議長（古田聖人君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） それでは、私のほうからは41ページの9款 教育費、5項 社会教育費、4目の歴史未来館費の15節の工事請負費の中で、監視カメラを増設する具体的な理由についてお答えをさせていただきます。

来年6月に開館3年目を迎えるに当たりまして、1階の企画展示室を2階に移動しまして、あいた場所に2階から歴史関係の展示物を1階へ移動します。ということになりまして、1階に関しましては歴史関係の展示、2階に関しましては未来関係と企画展示室ということになりまして、そうすることによりまして死角部分が出てきますので、そちらをなくするために2台監視カメラを増設するものでございます。

それで、現在、歴史未来館には13台の監視カメラを設置しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まず救急告示病院への助成の件なんですけれども、今町長が説明されたようなことなんですけど、一方で、やっぱり通常3年間助成することによって救急体制の構築というのはなされていくのではないかなという気がします。

それで、医者確保だとか、それに対する人件費だとかということがかかるということもわかるわけなんですけれども、企業努力というのは図られているのか。要するに、こういった助成金を一旦出したことによって、そういうものはもらえるものだというような、何か言葉は悪いですけども甘い考え方があって、もらえるものはもらいたいというようなことになっておるのではないかなという気がしてならないんですけれども。

やっぱりある程度、企業努力も必要だと私は思っているんですが、来年以降も続けられるという話なんですけれども、それともう一つは、告示病院というのは県が指定したものであるわけですね。それで、岐阜地域の南部エリアをカバーしているということなんですけれども、これに対しては国は特別交付税でくれたんですけれども、県は一銭もまだくれていないんですね。それで、要するに国からもらったお金と、それがなくなったことによって該当市町村が今お金を出し合って助成しているという体制なんですけれども、県は全く指定をただけで知らん顔しているという状況なんですけど、これに対しては県に対して何か申し出をするとかということはないんですか。それもあわせて伺いたいということがあります。

それから、産業振興はいいんですけれども、その次の監視カメラなんですけど、今設置してある監視カメラというのは、どちらかというと視野の狭いカメラだけだと思うんですね。それで、

今13台あるということなんですけれども、やっぱりお預かりしたものもありますので、管理を十分しないとこれは危ないということも、それは当然わかるわけなんです。

そうしますと、やっぱり監視カメラでも精度からいって、もう少し広範囲にカバーできるカメラもあるわけですね。要するに、丸型の真っすぐ向いているんじゃないで、丸型で広範囲を監視できるといったカメラもあるわけなんですけれども、いわゆる何ていうか、13カ所今あって、なおかつ今度2台ですから、15台で監視するということですね。何か、台数はふえていくんですけれども、もっと広範囲に撮れるカメラを設置すればもっと台数は少なくて済んだんじゃないかなという気がしてならないんですけれども、設置されてもう来年で3年たつということなんですけれども、そういった見通しがちょっと甘かったんじゃないかなという気がしてならないんですけれども。

広範囲に映るカメラの設置というのは考えていないのかどうか、それも伺いたいですけれども。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、いろいろと質問を言われましたが、いわゆる救急告示病院の体制というのは、これは全国の中で国が見ていわゆる特別交付税として医療体制の確保という大きな事業として国がやっておる事業であります。それで、私どももそういう告示病院を抱えて、国の特別交付税で、100%の補助の中で進めてきた中であります。

ところが、国のいろんな方針や財政の問題もあり、状況もあるかもしれませんが、いわゆる8割の交付になってきた中で、私どもはじゃあその病院に対して地域の皆さんのための救急告示病院としての体制づくりがきちとなされているかどうかということもきちと検証しながら、財政的なこともいろいろ私どもにも報告いただきながら、それは体制をつくってやらせていただいております。

当然、企業努力として病院の努力は必要でありますし、当然そのことをなされながら、より一層救急告示病院としての体制づくりを進めていくために進化した医療体制をとっておられることでもありますから、今の中では必要であるという判断の中で、私どもも、単独ではありませんが、羽島市や岐南町とも協議をしながら御支援をしていこうということで進めさせていただいております。

○議長（古田聖人君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

今回増設します2台につきましては、首振り機能とズーム機能搭載で、広範囲をカバーできるような監視カメラを増設させていただきますので、そちらで対応していきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今、町長さんがその告示病院の件ではいろいろ言われたんですけども、やっぱり何ていうか、私が先ほど言いましたように、ある程度やっぱり民間の施設ですし、救急医療ということは大切なことですが、その体制整備に関してはある程度年数で、何年ぐらいで全ての体制を整えてくださいというものは持っていくべきではないかなという気がしてなりません。

これで5年ぐらいたちますかね、今年度を含めて。あと何年ぐらいで打ち切りといいますか、国が打ち切ったようなことで、行政としてもこれはそろそろ打ち切っていきたいので、それまでに体制整備を十分にしてくださいと、あとは企業努力で頑張ってくださいというようなことに持っていったほうがいいのではないかなという気がしてなりません。

半永久的にこれはいきますよでは、何ていうんですか、町民の税金を使うわけですのでどうかという気がしてなりません。というのは、やっぱり医療関係でいうと、厚生労働省も町医者制度、小さなところでかかって、そこでどうしても診切れない人は大きな病院に行きなさいというような制度も持っているわけですし、救急の場合は別だと言われればそれまでかもしれませんが、それでいつまでも野放し的にやるのではなくて、やっぱりある程度の年数で対応していったほうがいいのではないかなという気がしてなりません。

それについてももう一度答弁をお願いしたいのと、それから監視カメラの件で、今首振りといいましたけれども、要するにあそこにあるのですね。あれが要するに首を振ってカバーをする。そうじゃなくて、私が言ったのは丸い形ですけど、その館全体を映せるものがあるわけです。それは少々高いかもしれませんが、そういったもののほうが台数が少なくてカバー率が高いわけですね。これですと首を振っているだけですから、首を振るとその振った部分しか映らない、要するに死角になる場合もありますよね。こっちに振ったらこっち側が見えなくなってしまう。丸い形ですと全てが映っていますから、部屋全体がわかるというようなものですので、それについてももう一度お答えください。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 誤解しないでいただきたいのは、これは永久に続ける話とは言っていません。これは毎年そういう協議を羽島市や岐南町さんと、同時に病院とも打ち合わせて体制をとっているわけでありまして、国が打ち切ったわけではありませんので、そのことも誤解がないようにしていただきたい。

やはり、住民の皆さんの大事な命を守る大きな役目を果たしている病院を、しかもセンター病院として笠松町の中にある病院でありますから、そういう体制づくりというのはやっぱり必要である。そしてまた、今議員が言われたとおり、企業として、病院の経営として努力をしながらやっただけでいる、そのことをきちっと見きわめながら毎年来年度に対してどうしよ

うかということは、私どもも含めて行政間の協議として進めておりますので、そういうことを永久に続けていくとは誰も申し上げておりませんので、そのことだけは御理解をいただきたいと思っています。

○議長（古田聖人君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

先ほど伏屋議員の言われたようなカメラですと、どうしても広範囲にありますのでゆがみが出てしまいまして、歴史未来館のようなところだと、やはり人を直線的に監視したものがよいと。それで今回のですと、ちょっと怪しい動きがありますとズーム機能でもう少ししっかりと見ることができるということで、そういったことからいきまして、今回のような監視カメラを増設して対応していきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（古田聖人君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 議案書39ページの2款 総務費、1項 総務管理費の5目 町民バス運行費ですが、今回の補正60万6,000円、これは何か町長さんの話では、先行して意欲的に事業費ということで予算づけしていくということですが、今の低床バスになって3年目を迎え、寄附金で賄ってみたいと思っていますが、前にちょっと担当課のほうへ申しておきましたけれども、どうもこの車種になってから修繕費がちょこちょこ出てきておるようなぐあいを聞いていますので、一遍調べていらっしゃると思いますが、この新しい低床バスにかわって、事故等は別として、修繕費と名のつくのは今までにどのぐらい金額的にありますか。ちょっとわかたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現在のバスを導入させていただきましたのが、平成26年10月からでございます。1号車と2号車とございまして、まず1号車につきましては、平成26年度が1,620円、平成27年度はゼロ、28年度が25万3,507円、29年度が47万2,136円で、合計では72万7,263円でございます。

一方、2号車のほうは、平成26年度が1,620円、平成27年度が1万6,327円、平成28年度が85万2,158円、平成29年度が67万2,569円、こちらのほうは合計で154万2,674円の修繕費を支出しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今、金額的に聞いてびっくりしたわけですが、この町民バスの利用者、年間7万人余りの乗

降客があるわけです。そんなふうで、大変町民の方に喜ばれているということは私たち議会のほうもうれしく思うわけです。問題はこの車種とか車の形態ですが、これを選んだときは、我々議会のほうも賛成したわけですね。そんなふうで、たまたま私もバスに乗りますけれども、運転手さんからは、やはりこれはミッションだから大変車のクラッチの使い方が、町内をくるくる回るので、ミッションを使うとどうしてもクラッチペダルが減るとかいろんなことがあるわけですが、それと発進するたび、とまったりするのにどうしてもギアチェンジだとストップするのも時間がかかる、時間がかかるか知らないですが、すうっととまれないというようなことで大変不都合であるというようなことを聞いているんです。やはりこれは2年か3年後にはまたこのバスは新車にかえていかならん時期が来ると思うんですが、そういうときには車種、またはミッション系かオートマチックにするのかやはりよく吟味していただきたい。また一番肝心なのは委託先のドライバーの方、また委託先の業者の方にもその中に入っていて、この車種なんかをこれからは決めていかなきゃならんのかなというふうに思っております。

3年間で300万円近くの修繕費が要るわけですので、そこら辺を一遍、もう一度町長さんでもいいですし、担当課のほうの部長さんでもいいですが聞かせていただきたい。今後あと2年や3年はまたこの車に乗っていかなきゃならんと思いますが、やはり業者なりドライバーさん、また我々議会のほうともよくもう一度、私たちもしっかり見きわめていけばよかったです、やはり我々議会のほうも手落ちがあったと思うんですが、どんなふうを考えていらっしゃるのかまた一遍聞かせていただきたいと思います。

それから、今、低床バスで大変、円城寺のほうの中野のところのおふじの坂の下がくぐれないというようなことで、名鉄のガードはちょっと下へ下げましたので通れるようになったんですが、低床バスにして大変乗りおりはいいんですが、ちょっと参考までにこの近年、一、二年のうちに大体車椅子の利用者はどのくらいあるものか、ちょっと参考までに、わかりましたら結構ですけれども、聞かせていただきたいと思います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、今の巡回町民バスの修繕費については、これは26年度からの新車でして、2台の運行の中で、確かに修繕費が多い部分があるかもしれないとは思いますが、これはやっぱり毎日あれだけの距離を運行している車ですから、確かに思えば消耗も激しいのは、普通の車とは比べ物にならない部分があるんじゃないかと思っています。

そういう中で、やはり住民の皆さんを運んでいることでもありますから、安全・安心のバスでなければならないことで、いろいろ点検して言われた部分はすぐ優先的に対応していることもあって、いろいろ修繕費も重なってきたこともあるかもしれません。これだけはやっぱりどのような状況になってもお金にかえられない部分もありますから、対応はさせていただきます。これからのバスのあり方については、やはり今、お答えはまた部長からさせていただきます。

すが、車椅子での利用というのは、我々が知っている限りでは、数はほとんど少ないんではないかと思っています。かといって、低床バスのよさというのはやはり高齢者の皆さんやお体が悪い皆さんが御利用される分においては乗りおりが大変安全であり、楽であるという意味で、この低床バスというのはやっぱり一つの考えとして進めていくものかなとは思っています。

いろいろ車も改良され、対応されてきていますから、これからまた2年、3年後のバスのあり方については、これはまた我々もそうですが、議員の皆さんにも御相談をしながら、そしてまた対応する業者の皆さんにもきちっとやっぱり打ち合わせしながら、一番いい方法を見つけながら対応していきたいと思っております。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは車椅子での町民バスの御利用状況についてお答えをさせていただきます。

このところ、ずっとなかったんですけども、去年は3件の御利用がございまして、運転手が乗降時に支援をしながら御利用をいただいたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

町長さんが言われるのはごもつともです。この町民の足となって、この距離が、普通の我々が乗る乗用車は本当に1年に5,000キロか3,000キロしか走らないということですが、年間にどのくらい走られるかちょっとそのキロ数はわからんですけど、いかにも2年や3年でそれだけの修理代が要るのかなと僕は前から思っておったんですが、やはり使う頻度があるし、距離も大分走られるからかもしれません。僕が思うのは、やっぱりミッションかオートマにするのか、そういうようなことも含めて、また2年後、3年後になるかわかりませんが、5年後になるかわかりませんが、慎重に進めていただきたい。やはり修理代の300万円というのが妥当かどうかそれはわかりませんが、一遍そんなふうで2年、3年後にはまた業者の方、我々議会、また執行部の担当の方とよく相談して進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町民バスに関してですけど、偶然、先日でしたけれど、松枝小学校前で4名待っていたら、途中で事故で乗られないということが起こったんですけど、こうしたときに何か待っている者に伝えられるような手だてを考えていただけないものなのかなあとと思いますが、その点、どう考えていらっしゃるのかお尋ねします。

それから、代用で走る車も、時々議会も使わせていただいたりするんで、それ自体もドアが閉まりにくくなっていたりしているんで、あわせて補助の車についても考えていただきたいということを思っておりますが、その点でのお考えをお尋ねします。

それから、伏屋議員から質問された救急告示病院ということでは、これは最初のときの説明は、岐阜県下で美濃加茂の病院と松波病院が指定されて、そのような交付税が出された。そして、それが3年間は町を通して直接松波病院に入って、現在もどれくらい、毎年まだその名目で補助があるのか、またそのときの3年間についての国の交付理由は何であったのか、もう少しきちっと教えていただきたいと思います。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからバスの件についてお答えをさせていただきます。

先日、大変な御迷惑をおかけしまして、まことに申しわけございませんでした。

バスにつきましては、いろんな自車のトラブルですとか、道路事情によっていろいろおくれが生じたりして御利用者の方には御迷惑をおかけすることがあるんですけれども、まず円滑な運行に戻すというようなことで、すぐ状況把握をしてかわりの便等で対応し、あとそれぞれのバス停でお待ちの方にそういった状況をお知らせしながら乗車いただいて、御利用いただくというような手だてをまず第一にとっておるところでございます。

それで、そういう皆さんに対してのお知らせの事項、手法等については、どういった手法があつてどういう形がいいのかということで、こちらのほうは調査・研究のほうをさせていただいて、よりいい方法があれば使わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

救急告示病院につきましては、詳細はちょっとわからない部分もありますが、継続してこの救急告示病院に対する補助のほうは実施していると聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要するに、当然こういう名称で運営をされているというふうには思いますけれど、要するに国から笠松町に入って、それをそのままおろしていたんですね、3年間。そして、それが来なくなったんじゃなくて、きょうの町長さんのお話ですと、割合が減ってきていると、8割、6割という形で。その分を補うというお話でしたけど、ずっとそのように幾らかは国から来ているということですか。

どのような形に今なっているのか、現在の、一応3,000万円は町長を初め岐南町、羽島市の

努力でつくられたということですが、松波病院には実際にどれだけのお金を渡しているわけですか。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから救急告示病院に対する財政支援についてお答えをさせていただきます。

救急告示病院に対する財政支援については、平成25年度から特別交付税のほうに算定をされまして、基礎基本額が8,381万円、こちらのほうは病床数ですとか基本額等がありまして算定された金額になります。当初、平成25、26、27年度の3年間につきましては、この全額が特別交付税で算定がされておりました、そのように交付税が算入されてきたものと理解しております。

それで、28年度からはその全額ということではなくて、100%算入ではなくて80%算入で、しかもその地方公共団体の財政力に応じて財政力補正というものを乗じた金額が交付されるという形に改まりました。

それで、笠松町の場合は、この補正係数がおおむね6割、0.6ということでございますので、0.8掛ける0.6で大体48%相当額が特別交付税として算入をされてきていると、こういったような状況になっているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの説明の間われる中で、この告示病院という指定は県がされたというのも事実でしょうか。もしそうでしたら、県にもう少しこの対応についての要望をしていくことが大切ではないかなと思っておりますが、その点はどのように考えられるかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

救急告示病院については、おっしゃるとおり県のほうが指定をされておるわけでございますけれども、この財政支援等につきましては、県等を通じて国へもこの制度について、引き下げられた以降、財政支援の強化を要望させていただいているところでございます。

○議長（古田聖人君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） もう一つ、この指定をした県に対しても財政支援を要望するという点についてはどう考えられるのかお尋ねしたいと言ったんです。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは国の特別交付税の体制でやっていますから、当然、県を通じて国

に特別交付税の割合や、あれをさせていただいている中で、県も国に対してそのことを要望している。だから、県が単独でその特別交付税に対する補助というのはないと思いますので、特交の体制上、だから当然我々と同時に県も国にその特交の中での割り振りをお願いしていることでありますから、その1.0から0.8になった差額の0.2を県が補助する、それとはまた要望が違うと思いますから、このことはやっぱりきちっと国の特交の体制として整備をしてもらわなきゃならないと思っています。

当然、松波病院さんは普通の、例えば医療法人じゃなくて、社会医療法人、いわゆる市民病院、町民病院と同じ立場の社会医療法人としての救急指定病院でありますから、国もそういう体制の中でそういう社会医療法人に対する体制を整えているわけでありますので、お金にしても、あるいは要望にしても、これからの体制にしても、これは町や、あるいは両市町や公共団体と、松波病院との間できちっとそういう医療体制のことを協議しながら、このことをお願いしていこうと。

体制がきちっとできて、そういう中での運営ができれば、これはやっぱり必要なお金ではないという判断は国も我々もするはずですから、国も今それを認めているということは、当然そういう経営状況も、公的病院としての役割も加えた上での判断で来ているわけでありますから、そのことをしっかり見きわめながら、多くの皆さんに貢献いただける医療体制として整っていただけるように、それは要望して進めていくことだと思っています。

○議長（古田聖人君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決いたしました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第66号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を

許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第67号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決しました。

第69号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（古田聖人君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成29年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年12月18日

議 長 古 田 聖 人

議 員 長 野 恒 美

議 員 竹 中 光 重